

岡山県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡山県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金(以下、「補助金」という。)は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱(令和7年2月5日老発0205第3号厚生労働省老健局長通知)及び岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、特に顕著な人材不足が進んでいる訪問介護等のサービスについて、経験年数の短い者でも安心して働き続けられる環境整備に要する経費の一部を補助することにより、地域における必要な在宅介護サービスの提供体制を確保することを目的とする。

(交付の対象者)

第3条 この補助金の交付の対象者は、岡山県内で介護保険法上の指定を受けた、訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所(以下、「補助事業者」という。)とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金は次の事業を交付の対象とする。

(1) 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援事業

事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費を対象とする。

なお、同行する回数や期間については、経験年数の短いホームヘルパー等の個々の状況により、事業所により適切に判断すること。

(2) 経営改善支援事業

事業所が経営基盤の強化又は経営状況の改善、若しくは、各種加算の新規取得支援等を目的とした専門家(コンサルタント事業者や社会保険労務士等)への相談等に要する経費を対象とする。

(交付額の算定)

第5条 この補助金の交付額は、第2欄に定める補助基準額により算出された額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 種目	2 基準単価	3 対象経費
(1) 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援事業	【中山間地域等又は離島等地域に事業所が所在する場合】 ・ 30分未満の同行支援1回につき 3,500円 ・ 30分以上の同行支援1回につき 5,000円 【中山間地域等又は離島等地域以外に事業所が所在する場合】 ・ 30分未満の同行支援1回につき 2,500円 ・ 30分以上の同行支援1回につき 4,000円 ※経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで	経験年数が短いホームヘルパー等へ同行する指導職員の賃金
(2) 経営改善支援事業	1事業所当たり 40万円	経営改善の支援を受けるために必要となる賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

(交付条件)

第6条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

(1) 補助事業者は、計画変更等の補助対象事業の内容変更(補助事業の中止又は廃止を含む。)をする場合又は補助対象事業に要する経費の変更(補助金の交付決定額の30%以内の減額による変更及び補助目的の変更がない軽微な変更の場合を除く。)をする場合には、補助金変更承認申請書(様式第2号)により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ただし、補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的な執行に支障を及ぼさない細

部の変更は除くものとする。

- (2) 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の末日から5年間保管しておかなければならない。
- (4) 他の補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。
- (5) 補助事業者は、当該事業中や事業完了後に、知事が本事業の成果や効果の報告を求めた場合には、直ちに具体的な報告を行うものとする。
- (6) 補助事業の遂行に当たり、知事が指示した事項については、これを遵守しなければならない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)及び別に定める添付書類を添えて、別に定める期日までに知事へ提出するものとする。

(交付決定)

第8条 知事は、申請書の提出を受けた場合、予算の範囲内で交付する補助事業者を決定し、交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた補助事業者は、事業完了日から1か月を経過した日、又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第3号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による報告を受け、その内容を審査し、適正であると認められたときは、額の確定通知により補助金額の確定を行う。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、知事が別に定める期日までに補助金請求書(様式第4号)を知事に提出するものとする。また、知事は、当該請求書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、適正であると認めたときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消)

第12条 知事は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、第8条の規定により交付決定を行った補助金の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、前条の取消しをした場合において既に当該取消しに係る部分に対し、補助金が交付されているときは、期限を定めて県に当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(補助対象外とする者)

第14条 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。)第9条に基づき、次の各号に掲げる団体等が運営する訪問介護事業所等は、補助の対象としない。

- (1) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この項において同じ。)が、暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)である者。
- (2) 役員等が暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者。
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (4) 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与している者。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月20日から施行し、令和7年4月1日以降に実施した事業に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年9月9日から施行し、令和7年4月1日以降に実施した事業に適用する。ただし、第4条(2)及び第5条表(2)経営改善支援事業の項の規定は、県が事前承認した日以降に実施した事業に適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行以前になされた補助金の申請、交付決定その他補助金の交付等に関する事項は、この要綱の相当規定に基づいてなされたものとみなす。